

第32号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1万分の9」を「10万分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。